

私たちの学校生活の基本は校訓に基づき、自分で判断し、主張し、行動することです。真理を求め、明るく正しい学校となるためには、おのずから私たちの秩序と規律を守らなければなりません。私たちは私たちの自由と共にその責任を負うべきなのです。学校生活のルールを設ける理由がここにあり、これが私たちの日常生活の基準になります。

I 服装

- ア 制服は別に定める「制服着こなし一覧」に従い、正しく着用する。
- イ 制服の更衣の時期は定めない。
- ウ 式典等への出席は正装とし、着こなし以外の身だしなみにも注意する。(制服着こなし一覧参照)
- エ 通学の際には防寒着の着用を認める。色は、白・黒・紺・ベージュ・ブラウン・グレーとする。
- オ ブラウスの下に着る肌着は、白・黒・紺・ベージュ・ブラウン・グレーとする。また、襟や袖、裾から肌着が出ないように注意する。
- カ 靴下は、学校指定又は白・黒・紺の単色のものとし、くるぶしソックスや柄物は不可とする。黒・ベージュのタイツ、ストッキングを可とする。
- キ 制靴は黒または茶の短革靴とする。靴のかかとは踏まない。
- ク 鞆は、スクールバッグまたはスポーツバッグ・通学用リュックサック等で、口がしっかりと閉じ、教科書・ノートが入る大きさを、ファスナーのある物が望ましい。

II 頭髪・化粧等

- ア 頭髪は清潔にし、過度に技巧を凝らしたりしない。
- イ ヘアアイロン・ドライヤー等による加工、パーマ・染色・脱色等は禁止する。
- ウ 髪が肩に掛かる長さの場合、実習・体育の授業・インターンシップ・集会等ではきちんと結髪する。
- エ エクステンション・ウィッグ等の装着は禁止する。
- オ ピアス(透明ピアスも含む)・カラーコンタクト(度入りも含む)・ネックレス・指輪・ブレスレット等の装飾品の装着は禁止する。
- カ 化粧・マニキュア・まつ毛パーマ等の使用、および美容整形に関する全ての医療行為は禁止する。

III 学校生活

(1) 登下校について

- ア 登校は朝8時25分までとし、その時点で教室にいない場合は遅刻とする。
- イ 公共交通機関の遅延により遅刻をする場合は、遅延証明を発行してもらい、学校へ提出する。
- ウ 完全下校は17時とする。やむを得ない場合は、関係職員の許可を受ける。

(2) 出欠席について

- ア 病気その他の理由で欠席・遅刻をする場合は、保護者が学校に連絡をする。
- イ 遅刻をした場合は、職員室で入室許可を得て、教科担任に申し出る。
- ウ 授業の欠課・早退の場合は、学級担任、および教科担任に届け出て許可を受ける。
- エ 登校後に、通院や試験等で外出する場合は、学級担任に届け出て許可を受ける。
- オ 病気その他、やむを得ない理由で既定以外の服装を着用したい場合は、学級担任を経て、生徒指導部の許可を受ける。
- カ 忌引をする場合は、学級担任に申し出る。忌引日数は以下の基準による。
 - ・ 父母(第1親等) 7日
 - ・ 祖父母・兄弟・姉妹(第2親等) 3日
 - ・ 伯叔父母・曾祖父母・姪甥(第3親等) 1日

(3) 校内生活について

- ア 校内の器具を壊した場合は、速やかに学級担任または係職員に申し出る。
- イ 金銭物品の貸し借りはなるべく避ける。
- ウ 貴重品の取り扱いには各自よく注意し、不必要な金銭は所持しない。諸事情により持参した場合は、登校後、朝の SHR 時に学級担任に預けることを推奨する。
- エ 許可なく、団体の結成・集会の開催・文書の発行・金品の募集をすることは禁止する。
- オ 学習に不要な物は、学校へ持参しない。
- カ 携帯電話・スマートフォン、音楽プレーヤー、通信機能付腕時計等は、朝の SHR で各学級担任に預ける。
- キ 始業時刻から終業時刻までの間は、許可なく校外に出ることを禁止する。
- ク 教室内のごみ箱には、学校で出たごみ以外は捨てない。
- ケ 清掃は、毎日所定の時間に分担区域で行う。

IV 校外生活

- ア 高校生の本分をわきまえて善悪の判断をし、静岡女子高生としての誇りと気品を持って行動する。
- イ 夜の単独外出は 21 時までを原則とする。
- ウ アルバイトは 1 年生では原則として禁止する。2・3 年生については禁止ではないが、必ず生徒指導部の許可を得た上で行う。また、アルバイトが過度になることの無いよう留意する。
※注意事項 ・成績不良者・出席状況不良者は許可をしない、または取り消す。
・小遣い稼ぎ等、個人の消費目的でのアルバイトは許可をしない。
・その他定められたルールを守れない場合は許可をしない、または取り消す。
- エ 居酒屋・遊技場等、未成年立ち入り禁止場所への出入りは禁止する。
- オ 原付・自動二輪車・自動車等の運転免許証取得は禁止する。ただし、3 年生の進路において自動車免許証の取得が必要な場合は、学校に届け出て許可を受ける。その際の申請受付は 10 月 1 日以降とする。
※注意事項 ・免許証を取得しても、在学中は運転しない。
・進路未決定者・成績不良者は許可をしない場合がある。
・合宿での自動車教習は許可しない。
・その他定められたルールを守れない場合は、自動車学校通学の許可を停止する。
- カ インターネット・SNS (LINE・TikTok・インスタグラム等) へ、個人情報、および学校又は他人の名誉に関わるような不適切な投稿・書き込みはしない。

V 交通安全

- ア 登下校は交通規則やマナーを守り、人の迷惑になるような言動はしない。
- イ 自転車に乗車する場合は、自転車乗車時の交通ルールを守り、安全運転に努める。
- ウ 自転車通学者は、常に自転車の整備・点検や、ブレーキ・ベル・タイヤ・ライトの点灯の確認を行い、両脚スタンドをつける。ハブステップ・変形ハンドル・片脚スタンドは許可しない。
- エ 学校の駐輪場を使用する場合は、自転車通学許可願を提出し、交付されたステッカーを所定の位置に貼付する。
- オ 自転車乗車中のヘルメット着用については、各家庭の判断とする。
(令和 5 年 4 月より、ヘルメット着用が努力義務化)
- カ 校外で事故が生じた場合は、被害者、加害者の立場に関わらず、自分と相手の安全を確保することを最優先とし、必ず警察、保護者、学校へ連絡をする。

制服着こなし一覧

正装

入学式や卒業式といった式典には正装で出席します。

※ソックス、ローファー以外は全て学校指定のもの。
※セーターは白、紺、ベージュの3色、ポロシャツは紺、青、ピンクの3色から自由に選択し着用することができる。

ブレザー

式典等はジャケットを着用し、ボタンは留めます。

ネクタイ・リボン

ネクタイ・リボンは型を変形せず、きちんと着用します。

ベスト

リボンまたはネクタイを着用します。

ブラウス

ボタンは全て留めます。裾や袖の着崩し(シャツ出し)はしません。ブラウスの上には、ベスト、セーターを着用します。

スカート

スカートは、裾が膝の中心(中央部より下にかかる)となるように着用します。丈を長短に加工しません。折ったり巻き上げて着用はしません。

ソックス

学校指定又は白・黒・紺の単色のものを着用します。

オーバーブラウス

ボタンは全て留めます。

セーター

リボンまたはネクタイを着用します。

スラックス

ベルトをする場合は、学校指定のものを着用します。

ローファー

登下校はローファーを履きます。

ポロシャツ

第2ボタンまで留めます。

上履き

校内では上履きに履き替えます。

